

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 3 4 号	<p>〔三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）〕</p> <p>地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市職員の定年等に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 5 6 号）ほか 1 1 条例の一部を改正し、1 条例を廃止しようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 3 4 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>(1) 条例を設け又は改廃すること。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>第 2 0 3 条の 2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 報酬，費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は，条例でこれを定めなければならない。</p> <p>第 2 0 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給料，手当及び旅費の額並びにその支給方法は，条例でこれを定めなければならない。</p> <p>〔地方公務員法〕（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>（給与，勤務時間その他の勤務条件の根本基準）</p> <p>第 2 4 条 略</p> <p>2～4 略</p>

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。
(降任、免職、休職等)

第28条 略

- 2 略

- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

- 4 略